

第1章 自主防災組織とは

1 自主防災組織とは

自主防災組織は、「防災思想の普及や地域住民の連帯意識と防災意識を高め、風水害や地震、あるいは火災等による被害の防止や軽減など、防災活動を通じて明るく住みよい地域づくりに寄与すること」を目的として組織された住民の自主的運営による防災組織です。雲南市では、地域づくりの中核として「地域自主組織」が各地域に組織されていることから、この地域自主組織を中心とした積極的な自主防災活動が展開されることを望みます。

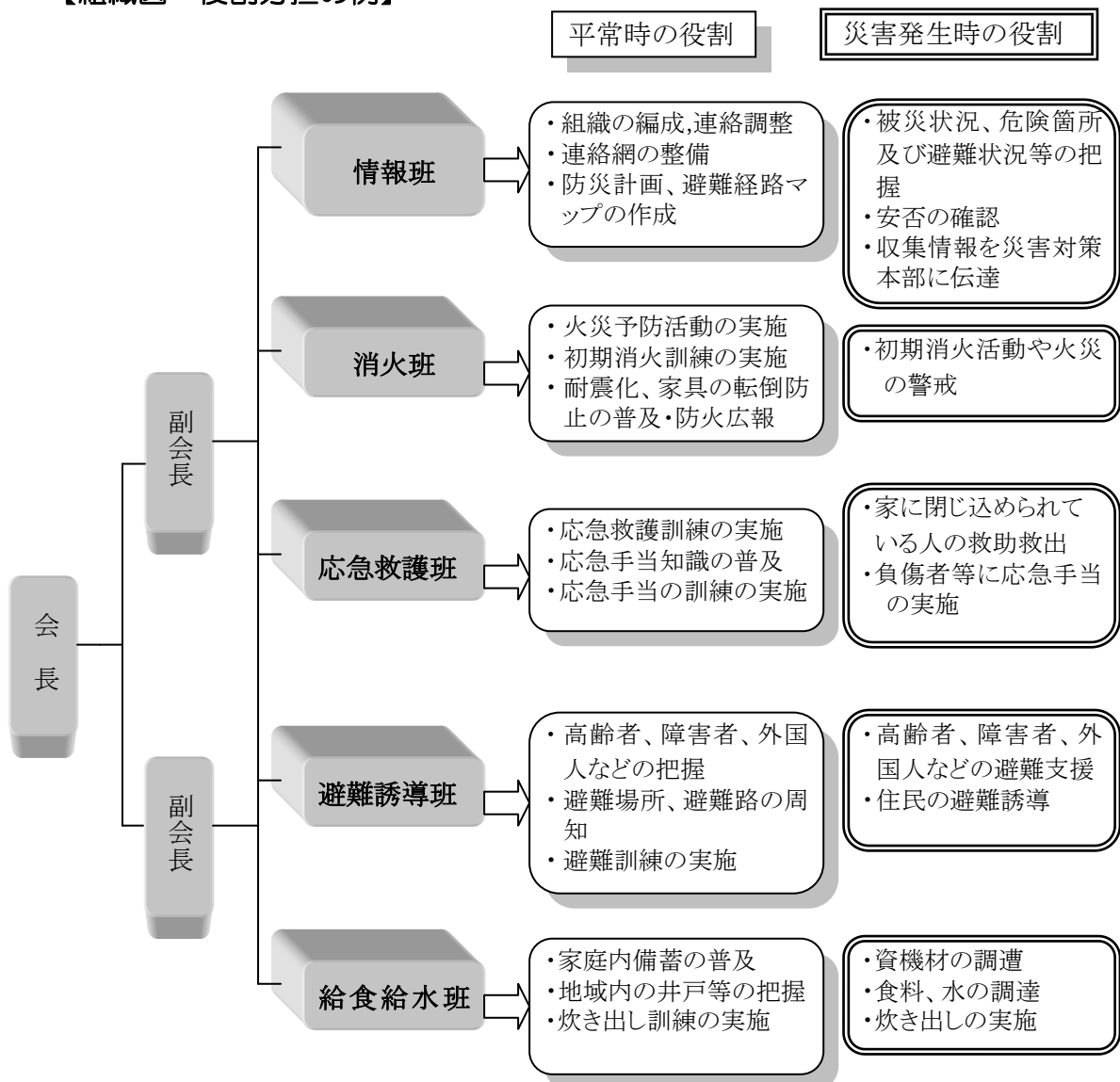
組織体制の例として、概ね下の図のような役割を持った班構成による地域の実情に合った組織とすることが必要です。

また、災害は想定どおりにはいかないとされます。別の班に所属する活動でも、人数が足りない場合には、全員で活動しなければならない場合もあるでしょう。

状況に応じて、弾力的な運用や指揮命令ができる体制を考えておきましょう。

地区名、名前、TEL（携帯含む）等を記入した連絡網を作成しておきましょう。

【組織図・役割分担の例】



2 自主防災組織の会長として行うこと

災害時に一番大切なことは、命を守ることです。住民一人ひとりが、まず自分の命は自分で守る。そして、家族、ご近所、地域等への助け合いの輪を広げ、組織員が「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の認識を持つことです。

そのためには、地域の安全点検、危険が予想される箇所や災害時要援護者の把握、防災資機材の整備、防災訓練の実施など、多くの住民に役割を持って参加してもらい、日頃から住民の防災意識を高めることに努めましょう。

(1) 自主防災組織の現状把握

自主防災組織に最低限必要な台帳等は、活動記録台帳、防災資機材台帳、自主防災組織内名簿台帳及び災害時要援護者名簿などです。

1. 活動記録台帳

組織の世帯数、役員、防災訓練、座談会・講演会等の活動の状況や危険箇所、自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。

2. 防災資機材台帳

災害時の活動用資機材、備蓄品等について、種類や数量の点検状況を年次ごとに記録します。

3. 自主防災組織内名簿台帳

各世帯の家族について記入する台帳で、避難所等での世帯人員確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。

但し、プライバシーに関するとと思われる項目については書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能を持った人材（元消防職・団員、看護師等）を記載しておくことも必要です。

4. 災害時要援護者名簿

「災害時に避難支援を必要とする人が、どこにいてどんな支援が必要か」などを把握するための名簿で、避難誘導の際や避難所での対応に役立てます。

雲南市では、この災害時要援護者名簿を市全体で既に台帳として整備しており、要援護者名簿は、該当の自治会長や地域自主組織へ配布しています。名簿の取扱や保管については適正にお願いします。

災害時要援護者とは

自力または家族の介助だけでは避難することができない高齢の人、障がいのある人、日常生活において特別な医療や薬を必要とする人などです。

活動記録台帳 (例)

平成〇〇年度

実施日時	実施内容
平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)	第1回目組織編成会議 参加者 20人 自主防災組織の概要、組織編成の打ち合わせ
平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)	各班別打ち合わせ会議、各班の役割打ち合わせ
平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)	防災訓練打ち合わせ会議(第1回)各班長出席
.....	

防災資機材台帳 (例)

	品 名	数量	保管場所	規格等	購入日	備考
1	レスキューセット	1	〇〇	10品目	H15.10.1	
2	ビニールシート	2	××	5m×5m	H17.6.1	
3	バール	2	△△	八角ばらし	H15.10.1	



自主防災組織内名簿(例)

(取扱注意)

住 所						電 話				
番号	氏名	続柄	生年月日	血液型	昼間の居場所 (平日)	緊急時自主 防への協力 可○、不可×			防災上の参考 事項、防災上 役立資格、 技能等	
						平日	休日	夜間		
1										
2										
3										

※プライバシーに関すると思われる項目については書かなくてもよい。

雲南市災害時要援護者名簿

(雲南市災害時要援護者名簿)

あなたの自治会にお住まいの災害時要援護者は次の方々です。

〇〇自治会管理用

日頃からの声かけ、早めの対応を心がけましょう。

〇年〇月〇日現在

NO,	(世帯主名) 要援護者氏名	電話番号	地域支援者		一時避難所 指定 指定 指定
			氏 名	電話番号	
1					
2					

(2) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自主防災組織の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画の策定をすることは、組織の活動を行う上で不可欠です。

また、各班の班長などの意識の高揚にも役立ちますので、組織員の意見を聞きながら活動計画を立てましょう。

■年間活動計画(例)

平成○年 ○月○日 自主防災組織打合せ

○月 台帳作成のための用紙配布

○月 台帳の作成

○月 班単位の検討会

○月 資機材の点検

○月 地域防災訓練の打合せ

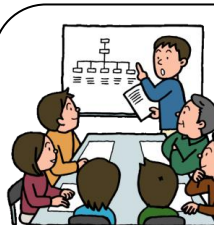
○月 地域防災訓練・初期消火、避難、招集、救助

○月 防災、救急講習会

事業・活動計画策定の流れと留意点

○班別に計画を検討

1



できるだけ多くのメンバーに参加してもらって意見を出し合い、各班別で検討を行うことで、行動の漏れをチェックすることができる。

○優先順位をつけて検討

2



各班別の意見を相互の関連などを考慮してテーマ別に整理し、項目別に優先順位をつけていく。

○時間や予算を加味して計画作成

3

テーマ別に整理されたものを、組織の現況をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を加味して、活動計画を作成していく。



○年間重点項目の決定

4

年間活動計画に特徴を持たせるために、年間ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。



(3) 防災資機材の整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は概ね下表に示すものとなっています。

これはあくまで目安なので、地域の実情に応じて何がどれくらい必要なのかを検討してください。

次に、地区組織内に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備するようにしましょう。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日頃から、点検と取り扱い方法の習熟に努めるようにしましょう。

<整備する資機材の例>

	品 名		品 名
1	レスキューキット	1 9	ナイロンロープ
2	ハロゲン投光器	2 0	トランジスタメガホン
3	災害用救急箱セット	2 2	自主防災組織旗
4	防災用かまどセット	2 3	略帽
5	災害対策用鍋セット	2 4	救急カバン
6	一輪車	2 5	メガホン
7	簡易担架やリアカー	2 6	警笛
8	災害対応型ラジオ		
9	ビニールシート		
1 0	バール		
1 1	脚立		
1 2	のこぎり		
1 3	かけや		
1 4	油圧ジャッキ		
1 5	剣スコップ		
1 6	バチツル		
1 7	発動発電機		
1 8	コードリール		



—点検を怠らない—

- ・点検の日を定め、定期的、計画的に施設、設備、資機材を点検する。
- ・点検要領を定め、誰でも適正に必要な点検ができるようにする。
- ・点検は一部の人にまかせず、全員が交代でやる。

第2章 平常時の防災活動

1 地域住民への防災意識の普及・啓発

激甚で広域的な災害の場合、行政や消防・警察など公的機関による活動にも限界があります。住民一人ひとりが日頃から災害に備え、いざという時には近くの住民と力を合わせ助け合うことが何よりも大切であり、これが「自主防災活動」の本来の意味です。

「自主」の名のとおり、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つ必要があります。

(1) 自主防災活動への積極的な参加

① 組織の活動内容をPR

自主防災活動に参加してもらうためには、「自主防災組織の活動内容をPRする」ことが最も大切なことです。

「何のために、どのようなこと」を行っているのか地域住民にPRしましょう。

② 学習会や講演会・研修会の開催

パンフレットや手引書など、活字だけでは住民の顔も見えず、コミュニケーションが十分とれません。

生涯学習活動や地域福祉活動の一環として学習会や講演会・研修会等を開催し、住民の活動参加の第一歩となるような工夫しましょう。



講演会は、企画内容を狭い範囲に限定せず、いろいろな講師に依頼して幅広く防災に関する知識が吸収できるようにしましょう。

また、雲南市ではそれぞれ専門部署によるふるさとづくり講座（通称：「出前講座」）を開講しています。「防災のお話し」や「災害時要援護者避難支援制度について」など積極的に活用しましょう。

(2) 家庭内対策の促進

自主防災組織が、いざというときに組織的に活動するということは、組織の構成員の一人ひとりが役割を持って活動するということです。

このためには、常日頃から家庭内の防災対策を行い、自らが被災することがないように、いつでも活動できるようにしておくことが大切です。

- ・住宅の耐震化を!
- ・家具類の他、電化製品の転倒・落下防止対策を!
- ・寝る場所は家具類のない部屋に!
- ・2階などに重い家具は置かない!
- ・住宅用火災警報器の設置を!



(3) 地域の特性把握と避難経路マップの整備

① 地域の特性把握と安全点検

防災の基本は、まず自分の住む地域にどのような人が住んでいるのかを知ることです。

市の「防災ハザードマップ」や県の「マップonしまね」等を活用し、また、地域を歩いて、自分たちの目で見て次の事項について組織員と一緒に点検しましょう。

■ 地理的にはどんな地域なのか？

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）等の危険箇所や浸水被害の想定は？
- ・住宅の密集により延焼等になり易い地域がないか？

■ 社会的な特性はあるか？

- ・人口・世帯数、夜間・昼間及び平日・休日の状況

地域によっては、曜日や時間帯等で住民の状況が大きく変わります。

こうした状況を把握し、地域にあった活動計画を立てましょう。

- ・公共施設、消防署、医療機関等の位置や所要時間等

■ 住民の状況はどうか？

- ・各世帯の家族構成及び高齢者、病人等の居住状況
- ・技術、技能のある人（元消防職・団員、元看護師等）
専門の知識を持った方の存在はとても貴重です。
平常時やいざというときに協力が得られる体制を作りましょう。



■ 防災上危険な施設があるか？

- ・地震が発生した場合に危険と思われる道路、橋梁
- ・爆発物及び有毒物等の貯蔵場所
- ・無人で危険な建築物及び老朽化したブロック塀の有無
避難経路の選定などでは、危険な施設を避けるなどの配慮をしましょう。

■ 防災上の活用できる施設・設備は？

- ・井戸、貯水槽等の水源は？
住民の方が所有する井戸は、災害で水道が断水した時の貴重な水資源です。
生活用水として市民に提供してもらえよう、協力をお願いしておきましょう。
（飲料水は、原則として雲南市水道局の給水又は飲用保存水を用いましょう。）
- ・地区の資機材設置場所は？
地区住民が設置場所や、資機材の取扱い方法を知っている必要があります。
- ・地区で決めた近隣の一時避難所や市が指定する指定避難所の位置は？

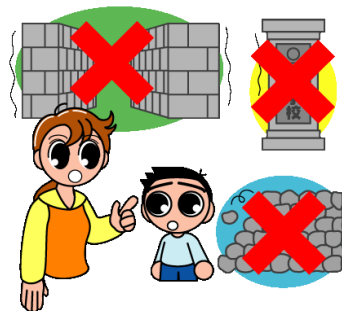
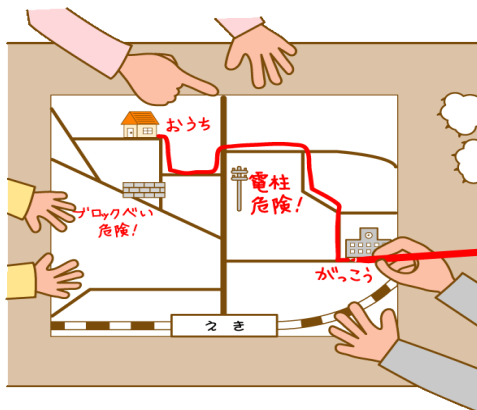
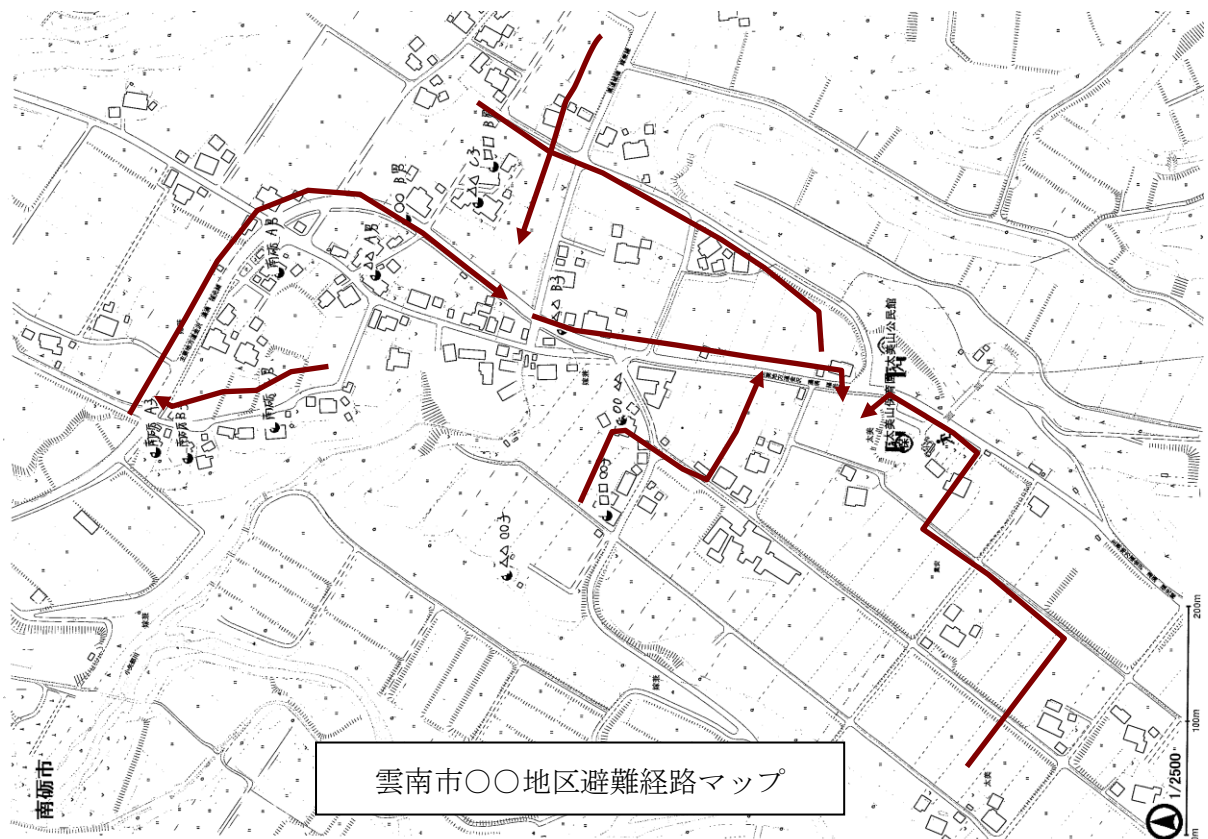
② 避難経路マップの整備・点検

- ・地域内の特性を把握し、安全点検をしたら、その状況を避難経路マップにまとめておきましょう。
- ・避難経路マップは、調べた状況を誰でもわかるように自治会集会所に掲示しておきましょう。
- ・マップ作成にはなるべく多くの住民に参加してもらい、定期的に内容を見直すことも必要です。

避難経路マップ

1千分の1～2千5百分の1程度の縮尺のマップに、地域の自主防災組織に属する範囲、自主防災組織の本部(交流センター)、幹線道路、避難経路、防災施設、消防水利、危険箇所など地域的な事項を現地調査し、記載します。

避難経路マップの作成 (例)



2 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

実際に災害に直面したとき、とっさに適切な行動をとるのは難しいものです。万一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう日頃から積極的に地域の防災訓練に参加し、いざという時の行動（活動）を経験しておくことが重要です。災害時要援護者も含め、より多くの人に参加を呼びかけましょう！

(2) 防災訓練の方法

防災訓練は、第1に「災害時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身に付くか」の二つにその成果は大別されます。

訓練の成果を上げるためには、以下の項目が重要となります。

ア 計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、その訓練の目的等を明らかにした訓練計画を作り、訓練会場を確保したら市及び消防署・警察署に早めに届け出てください。

初期消火訓練や応急救護訓練などは危険を伴いますので、消防署との入念な打合せが不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。市の防災担当者に相談をしてください。

防火防災訓練等実施計画書（例）

雲南市長 様		平成〇〇年〇〇月〇〇日
		申込（届出）者 組織名 〇〇 代表者氏名 〇〇 〇〇 印 電話 〇〇—〇〇 〇〇
団 体 名	〇〇〇〇	
実 施 日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
実 施 場 所	〇〇町〇〇交流センター、雲南市〇〇地区〇〇公園、〇〇小学校校庭	
参 加 人 員	〇〇名	
訓 練 内 容 (具体的に記入)	地震によって棚上の新聞、雑誌がストーブの上に落下し、火災になったものと想定し訓練を実施する。 1. 粉末消火器の性能についての知識及び取扱いの要領を〇〇消防署の指導で行う。 2. 実際の消火を、別図のように石油ストーブ及び古材木、雑誌類を置き指導者の合図により交代で行う。	
※ 受付欄	※ 経 過 欄	※ 備 考

イ 関連機関との調整

地域の自主防災組織だけでなく、地域の防災関係機関、事業者とも参加協力を依頼し、訓練計画を作成します。

ウ 興味を持って参加、楽しめる訓練

防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんか。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。

防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。

また、高齢者や体の不自由な方にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けましょう。

(具体例)

- ・一泊二日のテント生活体験
- ・災害を想定した障害物競走
- ・バケツリレー競争
- ・起震車体験
- ・スモークハウス体験 など



訓練内容

初期消火訓練

消火器やバケツなどの効果的な使い方を習得する。



避難誘導訓練

災害の種類ごとに、避難方法や要援護者への対応を訓練する。



救出訓練

倒壊物の下敷きになった人の救出方法などを習得する。



応急救護訓練

応急手当の方法や、負傷者の搬送方法などを習得する。



情報収集・伝達訓練

公的防災機関や地域住民との的確な情報伝達方法を訓練する。



給食・給水訓練

被災後の食料と水の確保や配給方法を訓練する。



(3) 事故防止

- ア 初期消火訓練や応急救護訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。
- イ 訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。
- ウ 服装は訓練に適したものとし、軍手、ヘルメットなどを着用しましょう。
- エ 訓練では整理・整頓を心掛け、事故防止に万全の注意を払いましょう。
万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な処置をしましょう。

(4) 防火・防災訓練災害補償共済制度

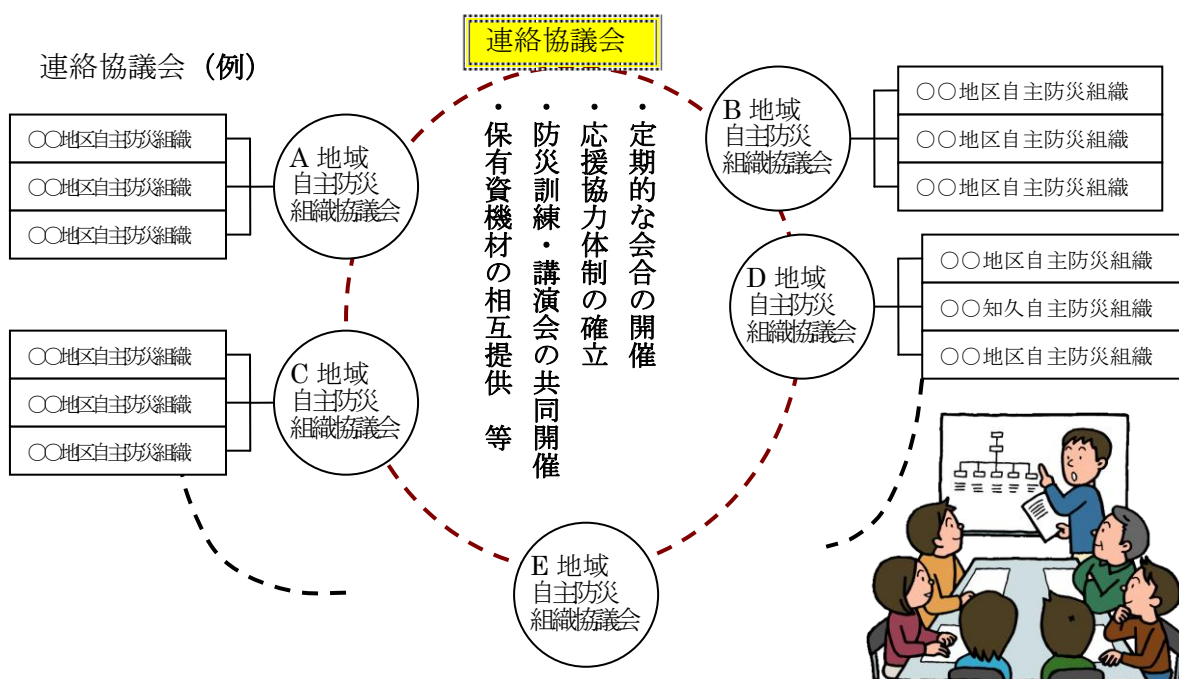
防火・防災訓練中に誤ってケガをした場合に備え、雲南市では補償のために傷害保険等に参加しています。計画を事前に市へ届け出るとともに、補償内容などについても確認をしておきましょう。

3 防災関係団体との連携

(1) 他の自主防災組織との連携

大規模災害時には、広範囲で被害が発生することから、近隣の自主防災組織間で連携し、普段から相互に各組織の長所や短所を補い合い協力しあえる体制を築いておくことも必要です。

また、近隣の自主防災組織が一体となって、地域防災力の向上並びに地域間の格差の解消に取り組むため、相互の活動内容等を知ることのできる場として、地域レベルでの取りまとめを行う連絡協議会の設置が必要だと思われます。



(2) 消防団との連携

消防団は、原則として地震による災害が発生した場合、所属する消防器庫等へ直ちに参集し、所定の任務に就くとされており、災害時には地区自主防災組織と必ずしも一緒に活動するというわけではありません。

但し、参集途上や居住する地域において、火災の発生又は多数の人身事故に遭遇したときは、最優先に初期消火又は救助活動をおこなうものとしています。

日頃から火災への対応や火災予防、初期消火訓練等行っている消防団員は、地域住民としても大変重要な存在となります。消防団とは、平常時の消火訓練はもとより、災害時を想定した救助・救出や避難などについて密接な連携を取ることが必要です。

- ・消防団の消火・防災訓練への参加
- ・可搬式小型動力ポンプの使用方法などの指導
- ・消防団の保有する資機材情報の提供
- ・災害時の救助・救出、避難誘導などの協力



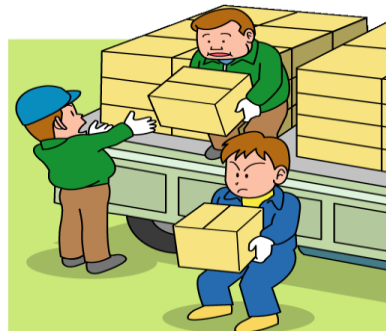
(3) 地域の事業所との連携

地域内にどんな事業所があるか把握しておく事も非常に重要です。

平日の昼間大地震が発生した場合に、事業所が保有する資機材の提供や従業員による救助・救出活動への協力など災害時に応援を得られれば、非常に役立つ存在となります。

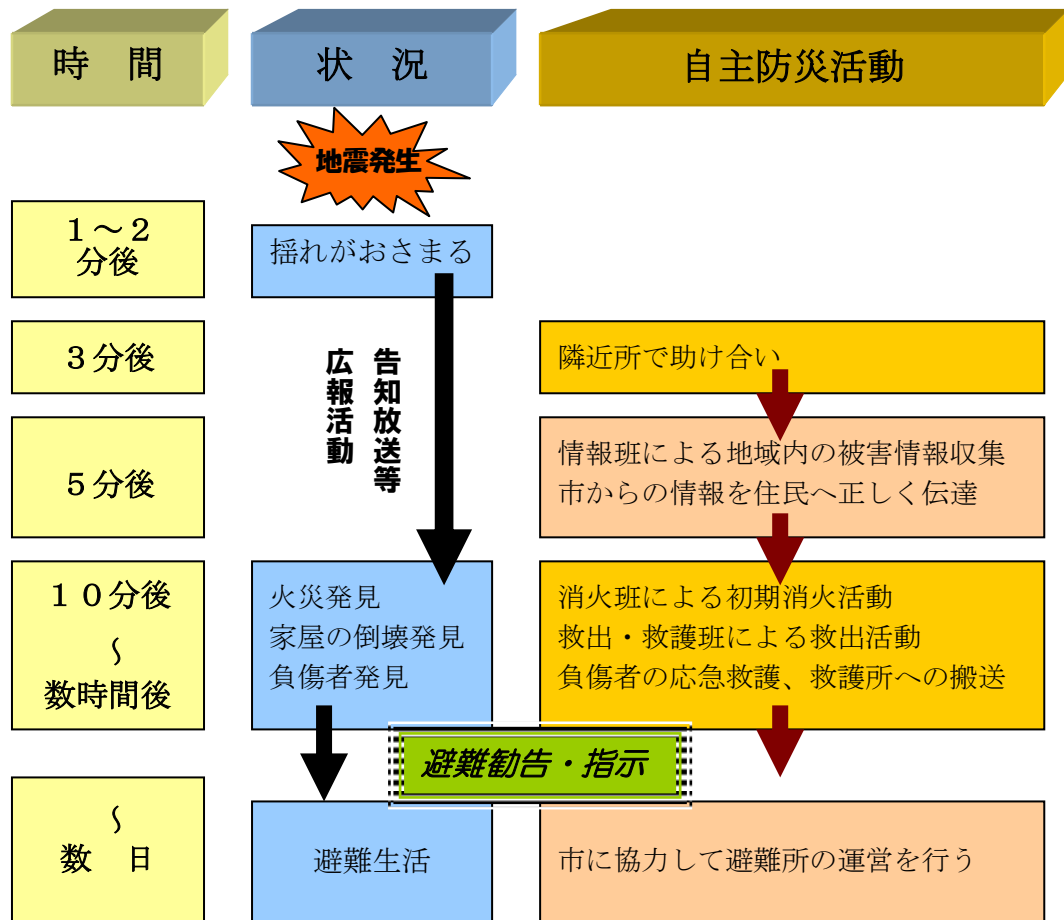
したがって、定期的な防災訓練への参加を呼びかけたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど、日頃から密接な連携を取ることが必要となります。

- ・災害時（訓練時）の協力体制の構築
- ・訓練時の事業所の参加
- ・事業所が保有する資機材の提供
- ・救助・救出、災害時要援護者の避難などへの従業員の協力
- ・避難施設として施設の開放



第3章 災害が発生した場合

1 地震発生からの時間経過と自主防災活動の例



地震時の避難の考え方と避難行動

地震の場合、建物については絶対に安全とは言えないため、避難先は広場、グラウンドなどの場所（オープンスペース）となります。

市が指定した避難所も、小中学校体育館等の安全が確認されれば、避難者を収容し支援をします。

地域にある安全な場所としては、公園、広場、平地の駐車場、田畑などがあり、必ずしも何キロも離れた避難場所に行かなければ安全ではないということではありません。

また、地域の住民が一斉に避難した場合、地震が発生した時に火災が発生しても、消火する人が誰もいないことになりますし、防犯的にもよくありません。

このため、身近な安全な場所で、地域の方たちと一緒に地震に備えれば、いつでも自宅を確認することもでき、いざという時の拠点となります。

※ 避難等で自宅を離れる場合には、電気のブレーカを切り、ガスの元栓を閉めましょう。（ライフライン復旧時の、通電火災やガス漏れ事故を防ぎます。）

2 自主防災組織への連絡、安否確認活動

(1) 情報の伝達

① 避難勧告等発令時

告知放送並びに広報車や消防車等により対象地域の自主防災組織（場合によっては地域自主組織の代表者）へ、下記のことが連絡されます。

ア 避難準備情報や避難勧告が発令された場合、住民への情報伝達や避難誘導についての協力依頼

イ 可能な範囲で地区内の災害時要援護者の避難支援についての協力依頼

② 避難勧告解除時

避難勧告を解除した旨の情報伝達については、告知放送や広報車及び避難所での情報提供により周知します。

(2) 災害時要援護者の安否確認のとりまとめ

① 震度6弱以上の地震が発生したときは、行政からの依頼がなくても当該地域内の自主防災組織（場合によっては地域自主組織の代表者）、自治会長及び民生児童委員等（以下「自主防災組織等」という。）は、災害時要援護者の安否確認をお願いします。（ただし、地震発生が夜間で被害が大きく、停電等により活動する上で危険を伴うときは、翌朝になってから安否確認を行うこととする。）

② 建物は危険なため、近隣の公園、広場や駐車場（以下「近隣待機場所」という。）等において、地域住民の安否を確認すると共に、災害時要援護者の安否は、配布してある雲南市災害時要援護者名簿で確認する。

（基本的には、自主防災組織等のリーダーがとりまとめて連絡することとなりますが、不在の場合は自治会長または民生児童委員等が行うこととなります。）

ア 安否の確認が取れた者、取れなかった者

イ 対象者のうち自主避難をしている者（避難先等を把握している場合はその旨）

ウ 指定避難所においては、災害時要援護者の安否確認状況を市の避難所担当者へ直接報告する。

(3) 自主防災組織内住民の安否確認のとりまとめ

災害時要援護者の安否確認を行うと共に、地域内住民の安否も確認し、市の避難所担当へ直接報告する。

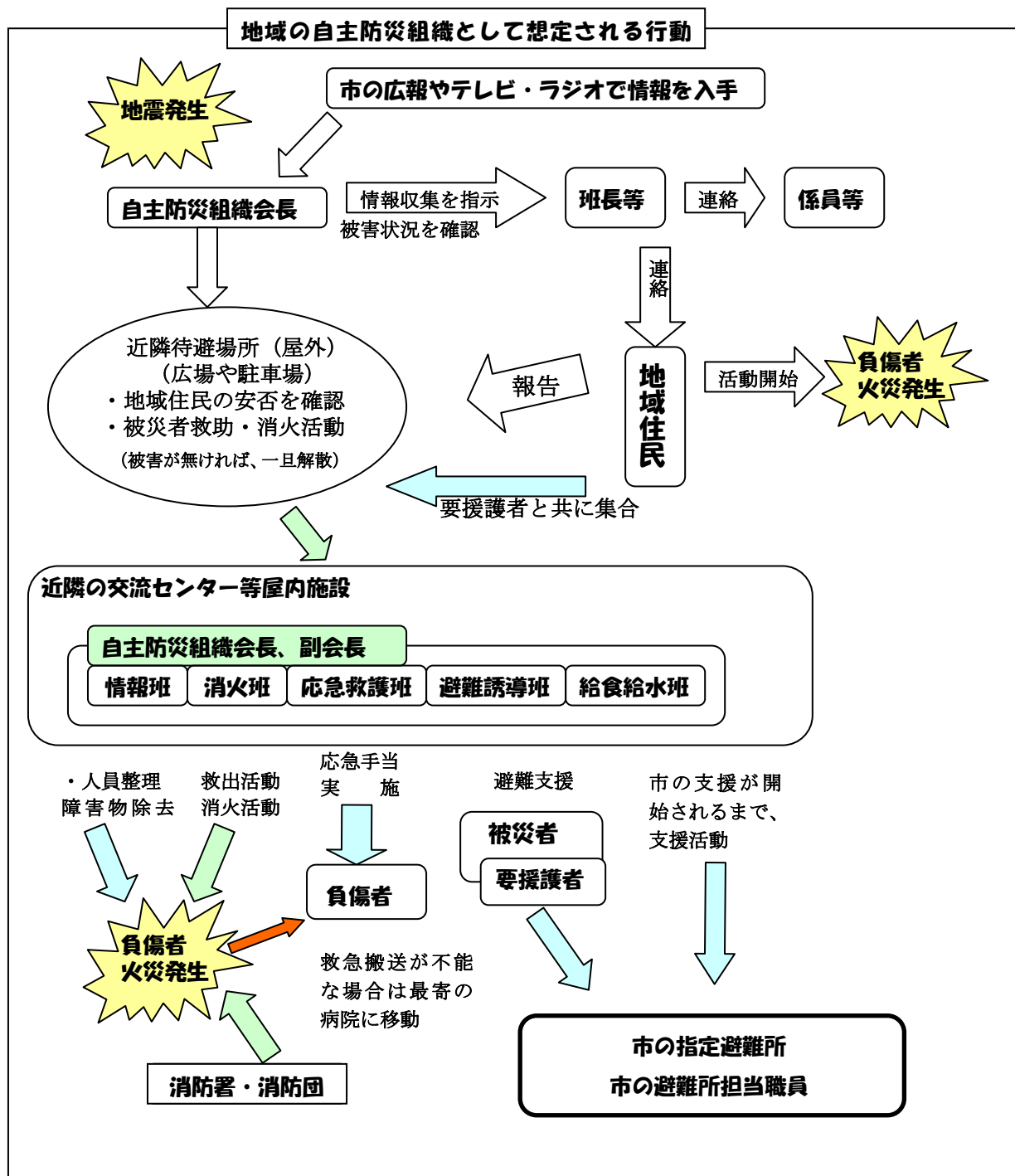


2 地震発生時

夜間の場合は、慌ててずに頭部を保護し、机の下やベッドの横など、家具が倒れてこない安全な場所で揺れがおさまるのを待ちます。

ガラスが飛散している場合もあるので、スリッパなどで足を保護し、懐中電灯で明かりを確保します。

昼間の場合は、身の安全を確保し、揺れが納まったら火の元を確認します。
余震に注意し、自宅が危険と思われる場合は、近隣待避場所などの屋外にでます。
(落下物やブロック塀の倒壊などに気を付けてください。)



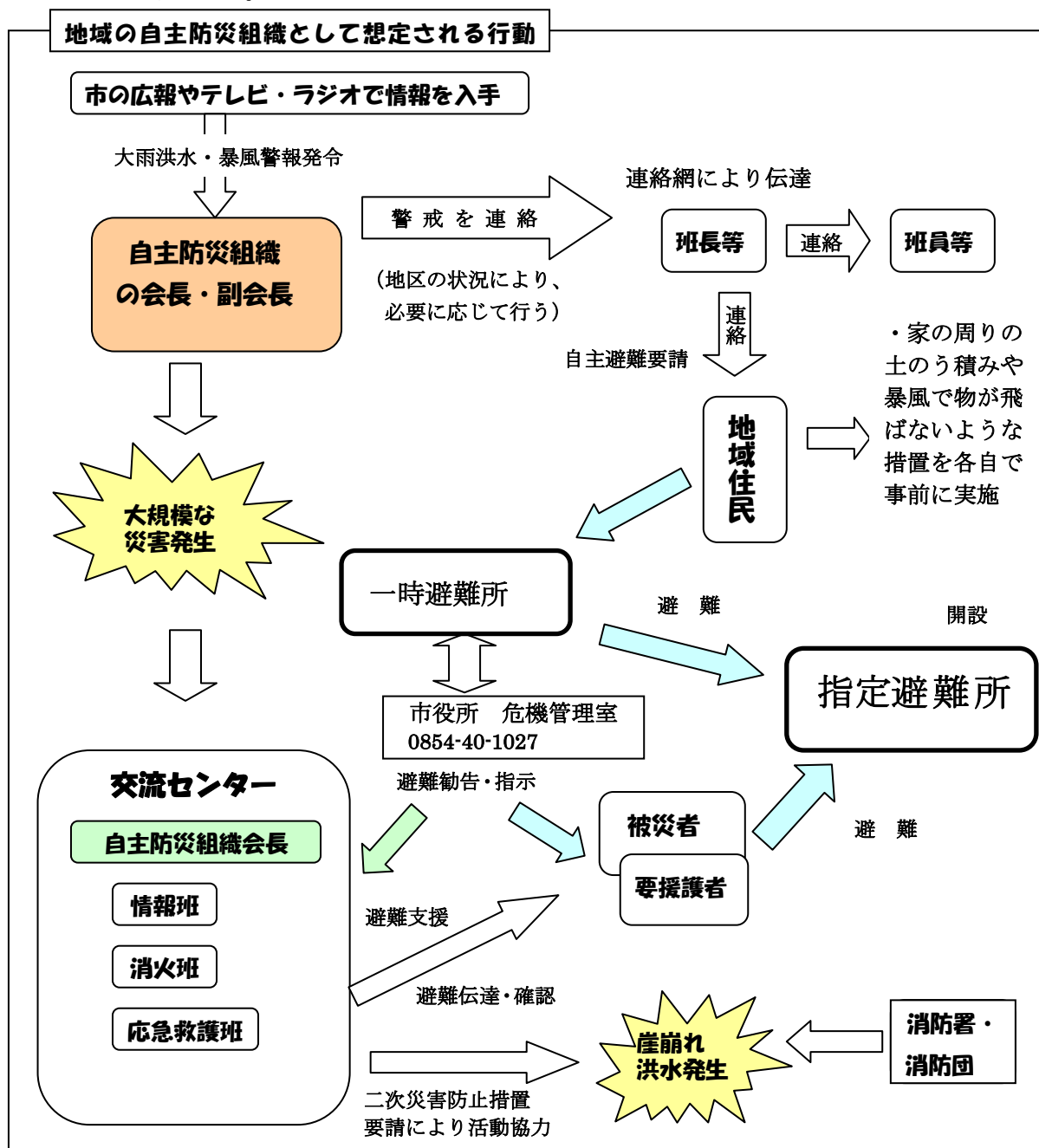
3 風水害による浸水等の被害発生時

大雨や台風の場合は、気象情報を収集することにより、風雨の被害が発生する時期が概ね予測できますが、急に大雨が降り出し浸水被害となる場合があります。

日頃から土のうを準備したり、看板や物が飛ばないようにしておくこと並びに修繕が必要と思われる場所は早めに直しておくことが大切です。

暴風雨の最中に、自宅に被害を受けそうになっても、二次災害の危険があるためすぐに市が対応することは困難です。このような場合は、近くの知り合い宅か一時避難所に避難します。

事前の避難について、住民から要望があった場合は、市役所 危機管理室 に連絡してください。



4 安否確認

災害等が発生した場合に、家族や親戚などの安否を確認したい時、NTTの「災害時伝言ダイヤル」（171）及び携帯電話の災害時伝言板サービスがあります。

【利用体験デー】

	体験可能日、時間	利用エリア
毎月1日	毎月1日・正月3が日（24時間）	NTT 全国 最大10伝言 保持時間6時間 携帯電話等 電波受信可能箇所 各事業者により文字数、登録時間等に差があります
防災とボランティア週間	1/15（9:00）～1/21（17:00）	
防災週間	8/30（9:00）～9/5（17:00）	

(1) NTTの「災害時伝言ダイヤル」（171）

被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害時伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

<災害発生時>

- 緊急を要しない電話は控えてください。
- 「災害時伝言ダイヤル」（171）を利用願います。
- 災害時に優先される公衆電話、避難所優先電話を利用願います。

伝言の録音（被災地優先）
① 1 7 1 をダイヤル
② 録音の場合 1 をダイヤル
③ (〇××) ×××-〇〇〇〇 自宅（被災地内）の電話番号をダイヤル

伝言の再生
① 1 7 1 をダイヤル
② 再生の場合 2 をダイヤル
③ (〇××) ×××-〇〇〇〇 被災地の方の電話番号をダイヤル

(2) 携帯電話の災害時伝言板サービス

地震などの大規模災害発生時に携帯電話により自身の安否情報を登録すると、家族や知人の方々が携帯電話又はパソコンから、登録された方の安否情報をインターネットを通じて確認することができるサービスです。

<発災時>

- 各事業者のトップ画面に災害時伝言板が開設されます。
各社の登録情報は相互に閲覧することができます。

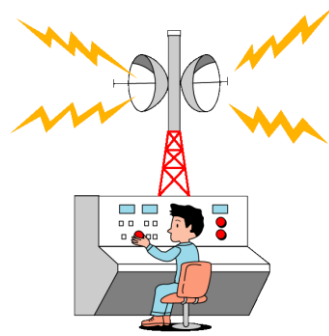


第4章 本市の防災対策

1 災害緊急情報の伝達

(1) 告知放送による方法

市民に対し緊急告知放送による災害緊急情報の伝達があります。



(2) ケーブルテレビによる方法（11C h）

市が災害対策本部を設置した場合には、うんなん夢ネットが運用しているデータ放送チャンネル（11C h）を使って災害緊急放送の情報を提供することになります。（緊急度に応じ、通常放送に割り込み等の措置がとられます。）

災害の発生、もしくは発生が予測される状況になったら、必要な対策をとるとともに、テレビ、ラジオのスイッチを入れるようにしましょう。

(3) 市のホームページによる方法

災害発生時には、市ホームページの「災害緊急情報」により、市内における災害に関する情報が常に提供されます。

また、災害対策本部が設置されると、被害状況や対応状況のほか、避難所の設置等の情報が提供されます。

(4) 雲南市安全安心メールやエリアメールによる方法

携帯電話を持っている方は、市のホームページやチラシなどの登録画面（URL）から「雲南市安全安心メール」に登録すると、災害・防災関係等の情報をメールで受信できます。また、避難勧告発令などの生命にかかわるような緊急情報は、エリアメールを活用して市内にいるより多くの人に提供します。

(5) 広報車による方法

市民へ直接情報伝達する手段として、市や消防団が保有するスピーカー付車両により広報します。

広報車による手段は、主に一定の地域に対し特に緊急を要する連絡を行う場合に用います。

風水害などでは、広報車の音声が風雨に遮られて聞き取りづらい場合もありますので、ご注意ください。



2 避難者支援体制

(1) 被災者支援用備蓄品の整備

災害時には、道路事情等により物資の運搬が困難となる場合があります。このような場合に備え、市では備蓄品を整備しています。

その他生活必需品や食料品については、市内の事業所や業者と災害時応援協定を結び対応しています。

<備蓄物品の内容>

市の備蓄品	主 な 品 目
食 料 備 品	非常食（アルファ化米）、保存水 緊急用トイレ、生理用品、おむつ 毛布、ブルーシート 他
協定による流通備蓄品	主 な 品 目
食 料 品 日 用 品 そ の 他	おにぎり、パン、弁当、カップラーメン、カップ味噌汁、缶詰、飲料水、米、調味料、粉ミルク他 災害対応型自販機内の在庫飲料（ジュース、お茶など） 下着類、タオル、ウェットティッシュ、生理用品、おむつ、ごみ袋、ちり紙、カセットボンベ、軍手、乾電池他 毛布、雨具他

(2) 避難所の運営

市では、地震や風水害等の災害時には、迅速に避難所の開設・運営ができるように避難所運営マニュアルを定めて支援を行う計画です。

地震災害時には長期の避難所運営が想定されますが、この場合は、地域の自主防災組織、民生委員およびボランティア等を含め避難者自身の協力を得て運営することとしています。

なお、避難所には以下の運営ルールがあります。

避難所運営における共通ルールは次のとおりです。

雲南市災害対策本部

1. この避難所は、地域の方と一緒に利用する防災拠点です。
2. 避難所は、被災者の方が応急仮設住宅などで生活できる環境が整った頃を目途に閉鎖します。
3. 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、市の職員に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
4. 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋は、個人的な使用はできません。
5. 食料、物資の配給は、次のとおり行います。
 - 食料、生活物資は避難者の部屋または班ごとに配給します。
 - 配給は、市が開設した避難所以外の方にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、市の職員にご連絡ください。
 - 原則、全員に配給できるまでは配給をしません。
 - 特別な事情の場合は、市の職員の了解を得てから行います。
6. 電話は、受信のみを行い、伝言としてお伝えします。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言としてお伝えします。
 - 公衆電話は、緊急性の高い用件での使用とします。
7. 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

なお、裸火の使用は厳禁します。

避難者のみなさんには、当番・役割分担などを通じて自主的に避難所運営に参加していただきます。

ご協力をいただきますようよろしくお願い致します。